

# 時の動き

## 何故、ホワイトカラーエグゼンプションか

またその議論の俎上にかかるのは

アベノミクス「三本の矢」の一つが成長戦略だとされ、その柱は「規制緩和」であり、とりわけ「フレキシブルな雇用」「雇用の流動性・弾力性」が強調されています。その目的は「企業にとって使いやすい労働力」をつくり、残業させても時間通りに賃金を払わなくてよい仕組みと、不安定で低賃金の非正規雇用の拡大といつでも解雇できる雇用のあり方を狙っています。そういった中、労働時間規制の適用を除外する「ホワイトカラーエグゼンプション」(※)一律に時間で成果を評価することが適当でない労働者の勤務時間を自由にし、有能な

人材の能力や時間を有効活用することを主旨とする)が、また議論の俎上にあがっています。

「ホワイトカラーエグゼンプション」は国家戦略特区に関する2013年夏から秋にかけての議論で、「残業代ゼロ」などとして批判を浴びるなど反発が強く、解雇規制緩和(解雇特区)とともに導入が見送られました。

### 提言の自身を検証すると

#### 労働者の拒否は不可能だろう

しかし、昨年12月、政府の規制改革会議は、労働時間と賃金を切り離して考える

「新しい働き方」の制度づくりを提言しており、本年4月22日に開催された経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議においては、「個人の意欲と能力を最大限に活用するための新たな労働時間制度」が提案されました。その自身は、「Aタイプ(労働時間上限要件型)」は収入にかかわらず、経験年数や業務従事の態様等により、労使で自由に対象者を設定できるものとなっており、ホワイトカラー層を中心に、広範な労働者が容易に対象となる危険性を持っています。さらに、労働時間の上限を、労使合意により柔軟に設定することが可能となっています。また、「Bタイプ(高収入・ハイパフォーマンス型)」は、収入要件(その下限は法律の条項として規定されず、



省令等により下げられるおそれがある」さ  
えクリアすれば労働時間の上限が一切設  
けられない中身となっています。そして提  
案は、新たな労働時間制度の適用を、労働  
者の同意が必要としています。現在の労  
使の力関係の中で、使用者から制度の適用  
を迫られた労働者がこれを拒否することは  
事実上不可能に近いと言えます。結果的に  
は、労働基準法の1日8時間、1週40時  
間、週休1日の労働時間の上限を緩和しない

し撤廃し、長時間労働に対する規制をなく  
すとともに、「時間外労働」「深夜労働」  
「残業代」などという概念そのものをなく  
し、長時間労働に従事させた労働者に対す  
る労基法で義務付けられている割増賃金の  
支払いを免除するものとなっており、労働  
者の長時間労働に対する保護を後退させる  
最悪の提案となっています。

### 現在でも心身が疲弊している

#### ホワイトカラー労働者

現在、多数のホワイトカラー労働者は、  
「仕事が多い」と認識しながらも、自己の  
裁量で効率的に仕事をして労働時間を減少  
させているのではなく、過大な仕事をこな  
すために、自分の休養や娯楽、家事・育児  
などの時間を削って長時間労働に従事し、  
心身ともに疲弊しているのが現実であり、  
その結果、過労死が社会的に問題になって  
おり、いつ誰が遭遇してもおかしくない状  
況にあります。したがって、ホワイトカラ

ー労働者の健康障害を防止し、過労死を予  
防するため、まずは業務量の見直しや人員  
配置、休暇の取得などの措置を適正に講じ  
て長時間労働を是正することが必要です。

### 無権利状態に追いやられる危険が

また、ホワイトカラーエグゼンプション  
は、労働者が1日8時間以内で労働力を提  
供し、その対価として賃金の支払いを受け  
るといふ労働契約の基本を、成果主義賃金  
と相まって労働者は無制限に労働力を提供  
し、その結果挙げた「成果」を労働力の対  
価として賃金の支払いを受けるといふ内容  
に大きく変更するものであり、労働条件の  
最適基準である8時間労働制を有名無実化  
し、ホワイトカラー労働者を戦前の無権利  
状態に追いやるものです。労働法制の規制  
緩和をはじめとする、労働者を踏み台に  
したアベノミクスは決して認めることはでき  
ません。